

ヒアリング事項について

1. 各団体の組織概要

- ① 社会福祉法人名 社会福祉法人 日本点字図書館
- ② 所在地 東京都新宿区高田馬場 1 丁目 23 番 4 号
- ③ 法人認可年月日 昭和 27 年 5 月 7 日
- ④ 設立登記年月日 昭和 27 年 5 月 7 日
- ⑤ 代表者氏名 理事長 田中 徹二
- ⑥ 法人の行う事業
 - ・第 2 種社会福祉事業
 - 昭和 15 年 11 月 10 日 視聴覚障害者情報提供事業
 - ・公益事業
 - 昭和 41 年 4 月 1 日 盲人生活用具の開発と普及
 - 平成 16 年 4 月 1 日 国際視覚障害者情報提供協力事業
 - 平成 17 年 4 月 1 日 障害者自立生活支援事業
 - ・収益事業
 - 平成 17 年 1 月 1 日 マンションの設置経営
- ⑦ 定款 平成 18 年 1 月 17 日変更認可
(現在、変更認可申請中)
- ⑧ 役員 定数 12 人 (理事 10 人 うち理事長 1 名、常務理事 2 名)
(監事 2 名)
- ⑨ 評議員 定数 21 人

2. 社会福祉法人の「更なる取組」について

- (1) 公益性・非営利性を要素とする社会福祉法人として、地域の福祉ニーズに対応するため、どのような取組が必要と考えているか。

当館の中心的事業は、著作権法第 37 条の規定にあるように、視覚障害者及び視覚による情報入手が困難な者に、点字や音声の図書および定期刊行物を提供することです。現在、インターネット配信による点字・音声データの提供サービスが主流になりつつありますが、それを活用するには、パソコン操作及び専用端末機器の操作を習得する必要があります。しかし、この技術を習得している利用者は、登録者の 3 分の 1 にしかすぎません。残りの 3 分の 2 の利用者に、これらの技術を習得するためのサービスが地域では必要です。

また、公益事業として盲人用具の斡旋事業がありますが、来館して手に取って品物を確認するのに困難な視覚障害者は多いのが現実です。その対策も必要です。

(2) (1) の取組の現在の実施状況はどのようになっているか。

地域の来館する利用者に、パソコン教室、点字教室、端末機器の操作訓練を実施しています。

また、地域で開催される視覚障害者を対象にしたイベントに、盲人用具を持参して手に触れてもらいながら積極的に紹介しています。

(3) (1) の取組を促進するためにはどのようなことが必要か。

(2) の各種訓練で成果のあがらない視覚障害者及び高齢で失明した中途失明者には、さらに細かな指導が必要です。そのためには機器類の貸与が必要なこと、訓練士の養成が欠かせません。特にパソコンの音声画面読みソフトには各種あり、それらに習熟した指導員を確保しなければなりません。現在の当館には、そのための予算的措置を講ずる余力がありません。

(4) 制度上の制約（事業体系（社会福祉事業・公益事業・収益事業）、税制等）との関係についてどのように考えるか。

現在の段階で、第2種社会福祉法人の当館にとって、制度上の制約は特にありません。

3. 社会福祉法人の組織について

(1) 社会福祉法人の事業運営（2 (1) の取組含む。）について、地域の福祉ニーズへの対応や適切なPDCAサイクルを確保するには、どのような法人組織の改善が必要か。

一般的な意見はありません。当館の事業運営にとって、現段階では特に改善点はありません。

4. 社会福祉法人の規模拡大について

(1) 2 (1) の取組や福祉人材の育成を推進するためには、どの程度の社会福祉法人の規模が必要か。

地域を東京都に限っても、出張サービスを考えると、少なくともあと30人の職員数増加が必要だと考えています。

(2) 複数法人の合併・事業譲渡を促すためにはどのようなことが必要か。

川崎市視覚障害者情報文化センターの管理委託を受託していますが、他に適した施設はありません。

(3) 合併等による規模拡大がすぐに出来ない場合、複数法人間の協働化の体制としてどのような仕組みが必要と考えるか。

中心的事業である点字・音声図書・雑誌のデータ配信がインターネットで実現しています。

(4) 合併等による規模拡大がすぐに出来ない場合、複数の法人を社員とする統括法人の仕組み（団体的連携）についてどのように考えるか。

(3)にあるように、事業規模の大きな法人との連携は考えられますが、事業の性質上、特に考えてはおりません。

5. 社会福祉法人の透明性の確保について

(1) 社会福祉法人の説明責任の対象・方法についてどのように考えるか。

各種広報誌の発行、ホームページの公開などで説明責任は十分に果たしていると考えています。

(2) 財務諸表の公表の徹底についてどのように考えるか。

一部の広報誌で財務諸表（決算）の概要を掲載しています。ホームページでも決算の概要を公開しており、透明性は確保していると考えます。

(3) 財務諸表以外の定款、役員名簿、役員報酬規程等の公表（公益財団法人と同等）についてどのように考えるか。

公益財団法人と同様に実施しているので、なんの問題もないと考えています。

6. 適切な監督指導について

(1) 所轄庁の監督指導の範囲・内容についてどのように考えるか。

隔年ごとに厚労省の監督指導を受けていますが、特に問題があるとは考えていません。書類等の不備など気がつかない点を指摘されるのはありがたいと感じています。

(2) 第三者評価の受審促進についてどのように考えるか。

評議員会では細かな評価をしてもらうのが難しいので、第三者評価は必要であると考えています。速やかに設置したいと思います。

7. 福祉人材の確保について

(1) 社会福祉法人は、どのような人材確保に向けた取組を進めて行くべきか。

① 職員の処遇改善について

法令通りの改善を、その都度実施しています。また、毎年、課長 → 部長 → 理事長による人事考課を実施しており、その評価により処遇改善を行なっています。

② 小規模法人のグループによる共同の人材育成・研修等について

小規模法人では必要かもしれませんが、当館では自主的に人材育成、研修を実施しています。

③ 出産・育児・介護といった主要な離職原因への対応について

法令通り実施しています。出産・育児を理由とした離職は、ほとんどなく、当館は女性職員にとっては理想的な職場であると言えます。

④ ケアをサポートする補助器具やICTの活用について

情報提供施設なのでICTの活用は必須です。職員数をはるかに超えるICT機器が存在していて、その維持管理に費用がかさみ四苦八苦しています。

(2) 福祉人材確保の効果的な取組を促進するためには、どのような方策が考えられるか。

新規採用の際に、特に資格を求めているないので、職員の採用募集は一般大学に行なっています。1人～3人の募集に、100人程度が応募してくるので問題を感じていません。

8. その他要望など

厚生労働省、東京都から委託費、助成金などの支援を受けていますが、全予算に占める割合が10%にすぎないので、さらなる増額を希望しています。一般からの募金にあまり頼らない運営ができればと希望しています。